

## 災害時における 住宅の応急修理制度 ～「修理事業者リスト」への掲載のお願い～

「住宅の応急修理」とは、被災した住宅について、自治体が事業者へ修理を依頼し、引き続き住めるようにする公的  
制度です。神戸市では、平成 30 年に、すまいるパートナーの皆様のご協力をいただき、被災者が本制度の利用時に  
協力可能な事業者が分かるリストを作成しましたが、一定期間が経過したことや住家被害の拡大防止を目的とした  
新制度が創設されたことを踏まえ、あらためて「修理事業者リスト」を作成することとしました。

つきましては、本リストへの掲載にご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、「修理事業者リスト」は災害救助法が適用される災害時に神戸市ホームページ等を通じて公  
表を予定しています。

※平常時は神戸市 HP 等への掲載はありません。

※平成 30 年にリスト掲載を承諾いただいている場合も改めてご回答をお願いします。

※今後、すまいるネット「選定支援システム」更新の際には、本リストへの掲載確認も行います。

住宅の応急修理		
項目	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	住宅の被害の拡大を防止するための 緊急の修理 <span style="color: red;">NEW</span>
制度概要	地震や豪雨等で、住宅が半壊又は大規模半壊の被害を受け、自ら修理する資力がない世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要不可欠な部分について、建設業者等の協力を得て応急的に修理する。	地震や豪雨等で、住家が半壊、半焼またはこれに準ずる程度の被害を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具(玄関、窓やサッシ)等の必要な部分について、 <u>ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行う。</u>
対象住宅	大規模半壊、中規模半壊、半壊等 又はこれに準ずる程度(準半壊) ※応急仮設住宅を利用する場合は対象外	半壊、半焼(大規模半壊から半壊まで) 又はこれに準ずる程度(準半壊) ※応急仮設住宅を利用する場合は対象外
修理内容(例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壊れた屋根・外壁・床・基礎の補修</li> <li>・破損した柱梁等の取替</li> <li>・戸・窓・ガラスの補修</li> <li>・上下水道配管の水漏れ補修</li> <li>・便器・浴槽等の衛生設備の取替 等。</li> </ul> ※内装に関するものは原則として対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根等へのブルーシート等の展張</li> <li>・外壁や窓ガラスへのブルーシート・ベニヤ板等による風雨の浸入防止</li> <li>・外壁材剥落に伴う落下防止ネットの展張 等。</li> </ul>
費用・限度額	大規模半壊・中規模半壊・半壊等 <b>739,000 円以内</b> 準半壊 <b>358,000 円以内</b> ※限度額を超える部分は被災者負担	一律 <b>53,900 円以内</b> ※限度額を超える部分は被災者負担

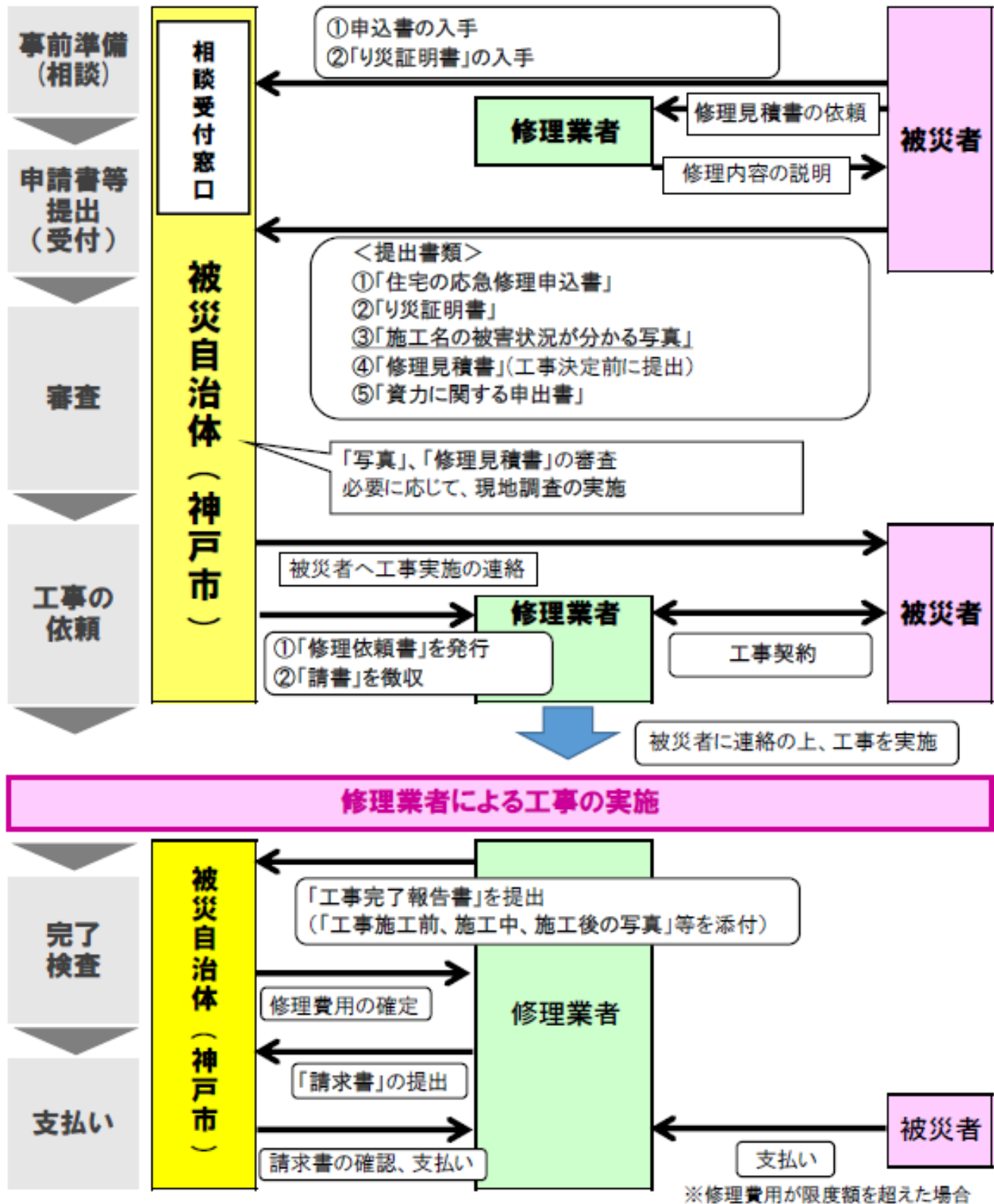
※上記制度を利用する際は、被災状況が確認できる写真(修理前)の提出が必要です。

【問い合わせ先】

神戸市建築住宅局技術管理課

E-mail: kentikugikan@city.kobe.lg.jp

(参考)日常生活に必要な最小限度の部分の修理 フロー図



(参考)住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理 フロー図

緊急の修理に係る手続きの流れ

